

学校法人甲子園学院 甲子園短期大学 ガバナンス・コード  
 遵守状況点検表

点検実施期間: 令和5(2023)年9月

第1章 私立大学・短期大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

	項目	遵守状況
1-1 建学の 精神と教 育理念	(1)建学の精神・理念 (2)建学の精神と教育理念に基づく 人材像	エビデンスについては、毎年度作成・公表している。自己点検・評価報告書及び本学ホームページの「公開情報」の該当内容を参照されたい。
1-2 教 育と研究 の目的 (私立大 学・短期 大学の使 命)	(1)建学の精神と教育理念に基づく 教育目的等 ①短期大学の教育目的及び研 究目的 ②学科の教育目的及び研究目的	(1)①②について、遵守している。
	(2)中期的な計画の策定と実現に必 要な取組みについて ①中期的計画の検討・策定 ②透明性ある運営 ③経営陣・スタッフの研さん ④事務職員役割の重視 ⑤中期的計画の全体での共有 ⑥中期的計画の内容	(2)①～⑥について、遵守している。 甲子園短期大学においては「甲子園短期 大学中期教育改善計画」を令和3(2021) 年7月から実施し、その後も毎年度、改定を 加えており、今後も本学ガバナンス・コードに 沿って進める。
	(3)私立大学・短期大学の社 会的責任 ①自主的な運営基盤の強化と教育 の質の向上及び経営の透明性の 確保 ②学生を最優先に考え、ステークホ ルダーとの関係を保ち公共性を念 頭においた学園経営 ③多様性への対応の実施	(3)①～③について、遵守している。

点検結果

遵守している。

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

	項目	遵守状況
2-1 理事会	(1) 理事会の役割 ①意思決定の議決機関としての役割 ②理事会の議決事項の明確化 ③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ④学長への権限委任 ⑤実効性のある開催 ⑥役員損害賠償責任 ⑦役員連帯責任 ⑧役員損害賠償減免規程整備 ⑨利害関係を有する理事の議決からの除外	(1)①～⑨について、遵守している。
2-2 理事	(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化 ①理事長の業務 ②役付理事について ③理事長・理事の解任 ④法令遵守と忠実義務 ⑤善管注意義務と賠償責任義務 ⑥理事の報告義務 ⑦利益相反取引について	(1)①～⑦について、遵守している。
	(2) 学内理事の役割 ①適切な業務執行の推進 ②教職員業務量の配慮と業務遂行	(2)①②について、遵守している。
	(3) 外部理事の役割 ①複数名の選任 ②様々な視点からの意見陳述等 ③外部理事への十分なサポート	(3)①～③について、遵守している。
	(4) 理事への研修機会の提供と充実	(4)について、遵守している。

2-3 監事	(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について	(1) ①～⑤について、遵守している。
	①善管注意義務と賠償責任義務 ②理事会等への出席 ③業務・財産状況及び理事の業務執行の監査 ④不正の行為等発見時の報告、理事会・評議員の招集請求権 ⑤損害発生のおそれのある場合の、理事に対する差止請求権	
	(2) 監事の選任 ①独立性の確保 ②複数人の選任 ③業務の継続性	(2) ①～③について、遵守している。
	(3) 監事監査基準 ①監査の根拠は監事研修会「監査の対象」とする ②監査報告書の作成と報告・公表	(3) ①②について、遵守している。
(4) 監事業務を支援するための体制整備 ①意見交換の実施 ②監事会の設置 ③研修機会の提供 ④学校法人によるサポート ⑤その他の体制整備	(4) ①～⑤について、遵守している。	
2-4 評議員会	評議員会 (1) 諮問機関としての役割 以下の事項について、理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くこと。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金及び基本財産の処分等 ④役員に対する報酬等の支給基準 ⑤予算外の新たな義務負担又は権利の放棄	(1) ①～⑩について、遵守している。

	⑥寄付行為の変更 ⑦合併 ⑧解散 ⑨寄付金品の募集 ⑩収益を目的とする事項	
2-5 評議員	評議員 (1)評議員の選任 ①評議員の人数 ②評議員となる者 ③多くのステークホルダーからの有識者の選任 ④評議員の専任方法	(1)①～④について、遵守している。
	(2)評議員への研修機会の提供と充実 ①学校法人による十分なサポート ②学校法人による研修機会の提供	(2)①②について、遵守している。

点検結果

遵守している。

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)

	項目	遵守状況
3-1 学長	(1)学長の責務(役割・職務範囲) ①学長の責務 ②学長の権限の行使 ③教職員への学長方針等の周知・共有	(1)①～③について、遵守している。
	(2)学長補佐体制(学長補佐の役割) ①学長補佐の任務	(2)①について、遵守している。
3-2 教授会	教授会 (1)教授会の役割(学長と教授会の関係)	(1)について、遵守している。

点検結果

遵守している。

第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

	項目	遵守状況
4-1 学生に 対して	(1)学部等における 3 つの方針 (ポリシー)と入学から卒業に至る までの道筋の具体化・明確化 ①全学及び学科ごとの3つの方針 (ポリシー) ア 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) イ 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) ウ 入学者受入れの方針(アドミ ュション・ポリシー) ②自己点検・評価の実施と公表 ③学生生活阻害要因への対処	(2)①～③について、遵守している

4-2 教職員 に対し て	(1)教職協働 教職協働体制の確保	(1)について、遵守している。
	(2)ユニバーシティ・ディベロップメント:UD ①ボード・ディベロップメント:BD ②ユニバーシティ・ディベロップメント:FD ③スタッフ・ディベロップメント:SD	(2)①～③について、遵守している。
4-3 社会に 対して	(1)認証評価及び自己点検・評価 ①認証評価 ②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 ③学内外への情報公開	(1)①～③について、遵守している。
	(2)社会貢献・地域連携 ①多様な成果の社会への還元 ②産官学の連携強化 ③多様な社会人の受入れと生涯学習の場の提供 ④減災活動への取組み ⑤環境問題等への対応	(2)①～⑤について、遵守している。

4-4 危機管 理及び 法令遵 守	(1)危機管理のための体制整備 ①体制整備とマニュアルの整備 ②災害防止、不祥事防止対策への 取組み ③事業継続計画の策定	(1)①～③について、遵守している。
	(2)法令遵守のための体制整備 ①組織的な取組み ②公益通報窓口の設置と通報者 の保護	(2)①②について、遵守している。

#### 点検結果

4-3(2)の「社会貢献・地域連携」については、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度はコロナ禍の影響により地域との十分な連携及び実施できなかったが、今後は新型コロナ感染状況に対応して地域貢献に努める。

4-4(2)②の公益通報窓口の設置について、研究活動上の不正行為に関する通報窓口を設けているが、その他の不正に関する通報窓口としても、通報者保護に努める体制の整備に努めている。

第5章 透明性の確保(情報公開)

	項目	遵守状況
5-1 情報公開の充実	(1)法令上の情報公表 ①教育・研究に資する情報公表 ②学校法人に関する情報公表	(1)①②について、遵守している。
	(2)自主的な情報公開 ①教育・研究に資する情報公表 ②学校法人に関する情報公開	(2)①②について、遵守している。
	(3)情報公開の工夫等 ①Web公開に加え備え置き、請求があれば閲覧に供する ②大学ポートレートや学園案内等の媒体の活用 ③わかりやすい公開方法の工夫 ④説明方法等の工夫	(3)①～④について、遵守している。

点検結果

遵守している。

※学校法人甲子園学院 甲子園短期大学 ガバナンス・コードは、「日本私立大学協会憲章 私立大学版 ガバナンス・コード<第1版>」に準じて策定しました。